



宮 崎 県 公 報

平成25年2月12日（火曜日）第 2461 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更の届出……………（市町村課） 1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 1

- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ” ） 2
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………（都市計画課） 2
- 県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課） 3

告 示

宮崎県告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の3第3項の規定による宮崎県後期高齢者医療広域連合の規約の変更に係る届出は、平成25年1月28日付けで受理した。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第65号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年2月12日から平成25年2月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
46	県道	高城山田線	都城市上水流町 975番1地先から同市同町1165番3地先まで	旧	7.8 ～ 9.8	510.8
				新	12.0～ 16.4	510.8

宮崎県告示第66号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月12日から平成25年2月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字高鍋町字町 653番地先から同郡同町同大字同字 653番地先まで	平成25年2月12日

宮崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月12日から平成25年2月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
46	県道	高城山田線	都城市上水流町 975番1地先から同市同町1165番3地先まで	平成25年2月12日

宮崎県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三股町	高畑谷 1	04-341-2-025	土石流
	高畑谷 2	04-341-2-026	土石流
	高畑谷 3	04-341-2-027	土石流
	高畑谷 4	04-341-2-028	土石流
	寺柱谷 4	04-341-2-029	土石流
	高畑	I-1-0612	急傾斜地の崩壊
	寺柱	I-1-0613	急傾斜地の崩壊
	高畑 2	I-1-0616	急傾斜地の崩壊
	谷 - 1	II-1-5021	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第69号

宮崎県告示第70号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第630号）の一部を次のように改正し、平成25年2月16日から施行する。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。						5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。					
(1) 高速道路						(1) 高速道路					
路線名	区 間		距離	区域の限定	区分	路線名	区 間		距離	区域の限定	区分
	起 点	終 点					起 点	終 点			
[略]						[略]					
東九州自動車道						東九州自動車道	大分県との境界	北浦インターチェンジ	500メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
							須美江インターチェンジ	北川インターチェンジ	500メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三股町	高畑谷 1	04-341-2-025	土石流
	高畑谷 2	04-341-2-026	土石流
	高畑谷 3	04-341-2-027	土石流
	高畑谷 4	04-341-2-028	土石流
	高畑	I-1-0612	急傾斜地の崩壊
	寺柱	I-1-0613	急傾斜地の崩壊
	高畑 2	I-1-0616	急傾斜地の崩壊
	谷 - 1	II-1-5021	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

門川インターチェンジ	日向インターチェンジ	500メートル	[略]	
門川インターチェンジ	日向インターチェンジ	200メートル	[略]	
須美江インターチェンジ	北川インターチェンジ	500メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等
[略]				

(2)・(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
県道猪八重線	[略]	県道の終点（ <u>日南市北郷町大河内字猪八重地内</u> ）	[略]	[略]	[略]
[略]					

(5)・(6) [略]

門川インターチェンジ	日向インターチェンジ	500メートル	[略]	
門川インターチェンジ	日向インターチェンジ	200メートル	[略]	
[略]				

(2)・(3) [略]

(4) 一般県道

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
県道猪八重線	[略]	県道の終点（ <u>日南市北郷町郷之原字宮之前地内</u> ）	[略]	[略]	[略]
[略]					

(5)・(6) [略]

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成25年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
中河原	都農町	ため池等整備事業	平成24年8月21日

--	--